

# 人生の設計図

小川逸朗行政書士事務所

Ogawa・agent 相続・遺言アドバイザー  
相続専門の行政書士 小川逸朗

札幌市西区発寒3条4丁目3番28号

TEL 090-3468-0355

# 講師自己紹介



名前

小川 逸 朗  
(おがわいつろう)  
昭和30年7月25日  
(68歳)

北海道夕張市出身  
未年生まれ  
獅子座

小川逸朗行政書士事務所  
元警察官で・行政書士  
相続・遺言アドバイザー 小川逸朗  
経歴昭和55年北海道警察を拝命し平成24年  
に退職して現在に至る

今は高校生と中学生の親として日々奮闘して  
います

その他は、警察官という経験を生かして、DV、  
イジメ、セクハラ、パワハラなどのこまりごともメ  
インで行っています。

趣味は釣りでワカサギからサケマス・タコイカま  
で釣りをしていました。

## 屋敷隆仁（やしき たかじん）

- 人生60歳で死ねれば最高と豪語していた
- 酒は毎日浴びるほど飲み、タバコは死ぬほど吸い女性は遊び相手としてしかみていなかった
- 関西の一人の男が、60歳を過ぎて30歳年の離れた女性と恋に落ちた。
- その後、食道癌が発覚、既にステージ3と判明
- 男が夜ごとに訪れる幻覚や合併症に苦しむなか24時間の女性の賢明な看護により

741日

- 男は1年後職場に復帰した。でもその後、再び癌が再発医師からは余命6ヶ月と宣言された
- 今まで60歳で死ねれば良いと言っていた男でさえ最後に命乞いをした。
- 本人のメモから

741日

- 「僕が幸せにしたいのに、できん
- 守りたいのにできん、金があっても食道は買えん、命も延ばせん、60で死ぬと決めてといて
- いつ死んでもええと生きてきたのに、惜しくなるは恥や、惜しいと思うのは  
さくらがおるから
- まだおりたい、「約束あんのに、まだ死ぬんは嫌や、もうあえんくなる」

## 人生の設計図

- このように、自分の人生の着地点を60歳と決めていた男でも、最愛の女性が男の最期を看取りました。
- つまり人生の着地点は自分で決めなければならない時代になったということですが、最期を看取る人が必ずいるということです。
- つまり、かっこよく言っても必ず看取る人がいるという現実がある事を忘れないで下さい

## 人生の設計図 相続問題

- 相続について最近では前向きに考える方が多くなっていますが、今だに後ろ向きに又、楽観的に考えている方も多くいるのが現実です。
- 相続＝相続税と考えている方が多くいますが
- 相続税＝4% つまり100人中4人が払う人
- でも相続税の基礎控除が60%に圧縮されたので相続税＝7%程度に払う人が増えているのも現実

# 相続税大増税

● 【図5】 基礎控除額は4割減



## 人生の設計図 相続問題

- でも相続の本質は、税金の問題ではなく相続そのものに「**心の問題**」が入ってくるのが原因
- 相続は**心の問題**でもめるのです。
- 男女とも平均寿命は世界一になっていますが
- 健康寿命とは違います。**
- つまり健康寿命のうちに**自分の生きてゆく時間をいかに悔いの無い生活をしてゆくかを自分で設計する時**なのです。

## 相続問題 心の問題とは

- 元気な時は良いけれど、**病気や介護状態**になったら、誰が面倒を見るの
- **子どもが**面倒看るの、**息子の嫁**が面倒看るの？
- 自分の相続が始まった時に**誰が相続**するの、
- 家に居ない長男が相続？自分の面倒を見た**息子の嫁**じゃないの？
- これは**何処の家庭にも存在する問題**で、相続そのものを**性善説**で考えているからです。

## 性善説では解決出来ない

- 相続問題は、**性善説**だけでは片付けられない問題が数多く潜んでいます。
- なぜなら、**心の問題を整理しながら**に相続が発生するから
- 今日来ている方達は、子ども達には迷惑を掛けたくないと思っている方だと思いますので、これからそのためのお話しをします。

## これからの道筋

- 相続を前向きに捉えてその準備をする。
- 気持の整理をするために遺言書を作る
- なぜ遺言書を作るかという、今後心豊かに生活をするために作るということです。
- ここで、将来認知症になった時のために、
- 生前事務委任契約・任意後見契約や死後事務委任などの契約があります。
- それから、延命治療を望まない場合は尊厳死宣言書などがあります。

# 令和4年の65歳以上の人口は

- 日本の人口は
- 1億2617万人で、前年に比べ減少（24万人）
- 65歳以上が3589万人以上実に4人に1人以上の28.4%となっている

- ✓ 自分を見つめて心の整理をすると
- ✓ 配偶者・子供の事を考えていますか
- ✓ いつまで健康ですか
- ✓ **85歳**以上の**4人**に1人が認知症を発症
- ✓ 家族と相談していますか自分の財産とは何でしょうか

# 認知症の危険性

12月25日、札幌地裁の法  
廷。無人の被告席に、判決  
が告げられた。「別紙目録  
記載の建物の競売を命じ  
る」。札幌市中央区にある  
刃性87の自宅を競売にか

け、共同で所有する原告の  
不動産会社と代金を分け合  
え、という内容だ。  
男性は認知症。数年前、  
中古車を購入したが、年金  
が銀行口座に振り込まれる

たびに引き出してしまった  
ため、ローンが引き落とされ  
ない状態が続いた。このた  
め自宅を差し押さえられ競  
売にかけられたが、親族が  
事情を説明していったんは

民事訴訟では、原則とし  
て、被告が第一回口頭弁論

認知症の高齢男性が民事訴訟を起こされ、訴えられたことを認識しないまま「欠  
席裁判」で敗訴する判決が昨年暮れ、札幌地裁で言い渡された。訴えた不動産会  
社の請求通り、男性の自宅を競売にかける判決が確定した。男性は住む家を失う  
可能性がある。高齢化が進む中、認知症などで判断能力が不十分な高齢者は少  
なくないとみられ、専門家も、民事訴訟の当事者の判断能力を確認したり、成年後  
見制度により自衛したりする必要性を指摘している。（報道センター 西依一憲）

競売を免れた。  
訴えを起こした不動産会  
社は、競売情報を日常的に  
チェックしており、自宅を  
共同所有していた男性の元  
妻から約2割の所有権を購  
入。男性に対して残る約8

## 認知症 欠席裁判で敗訴 札幌の男性 自宅競売に

平成26年3月18日の  
北海道新聞の記事から

- 民事で訴えられた
- 訴状が判断出来なかった
- 裁判に欠席した自動的に  
敗訴が確定
- 裁判所がお墨付きを与え  
た
- その結果 自宅競売に

- 現在の日本の認知症患者  
は400万人と言われてい  
ます

# 平成47年にはこうなる日本の人口

## 20年後の統計予想

平成26年4月12日の北海道新聞の記事から  
道内は全国でも5番目の超高齢社会に向かっています。

2022年で日本は82万人が  
減って毎年佐賀県山梨県が  
消滅しているのが現実

第3種郵便物認可

## 高齢世帯の41% 独居に

### 道内35年推計 全国5番目

北海道の高齢世帯のうち一人暮らしが占める割合が2035年に41.8%に達し、全国で5番目の高さになると予想されることが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が11日公表した「日本の世帯数の将来推計」で分かった。高齢者の孤立の深刻化に伴い、見回りや介護など社会的支援の拡充が求められそうだ。

推計によると、全国の世帯数は10年から35年までに

沖縄県を除く都道府県で減少。北海道は10年の241万8千世帯が210万3千世帯に減少する。世帯の類型では「1人暮らし」の比率が上昇し、25年にはすべての都道府県で「夫婦と子」「夫婦」などを上回って最

多となる。

世帯主が65歳以上の高齢世帯の割合は、35年に全世帯の40.8%に達する。都道府県別では、秋田県の52.1%を筆頭に、41道府県で40%を超える。北海道は43.3%で26位。高齢世帯に占める1人暮らしの割合は全国で37.7%に及ぶ。

東京都の44%をトップに大阪府43.8%、鹿児島県43.1%、高知県42.7%と続き、北海道が5番目。

人口問題研究所は「高齢者の1人暮らしの増加は、核家族化や未婚化に加え、1980年代以降に離婚率が上がったことが要因」と指摘。北海道が上位に入っ

# 私の周りは 超高齢社会

平成23年9月23日  
北海道新聞の記事

## わたしの周りは

超高齢社会

今月半ば、札幌市内のある住宅で遺品整理が行われた。住んでいたのは70代の男性。5月に入院先の病院でじくなった。家具、衣類、こまごまとした日用品、専門業者が引き出しの一つ一つまで確認し、遺族に渡す物、引き取る物などをより分けて、手際よく整理を進めていく。

男性は同居していた母親が13年前に亡くなって以来、1人暮らし。作業には千葉県に住む兄が立ち会った。「身内で動けるのは私だけ。何度か通って少しずつ片付けたが、物が多く、とても手に負えなかった」と話す。3日間の作業で片付けた遺品は2ストラックにして6台分に及んだ。

核家族が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

## 遺品整理



手際よく

遺品整理の現場。作業員が手際よく遺品を仕分けていく

## 核家族化で需要高まる

などで遺品整理に携われな  
いケースが多い。親戚付き  
合いも薄まり、かつてのよ

うな形見分けも少ない。周  
りとの交流もなく、孤独死  
するお年寄りもいる。

そんな事情を背景に、家  
族に代わって遺品を片付け  
る遺品整理業の需要が増し  
ている。「家に物が多くて  
どうしようもない、何から  
手をつけたらいいのか分か  
らない、という人が多い」  
(札幌)にはそんな人たち

から相談が寄せられる。

「高齢者は家族らに迷惑  
をかけたくないとの思いが  
強い」と同会の池田智裕会  
長。余命宣告を受け、生き  
ているうちに整理を進めた  
い人や、あらかじめ見積も  
りを取って整理の費用を用  
意しておく人もいるとい  
う。

需要の高まりから、便利  
屋やリサイクル業者、軽運  
送業者などさまざまな業種  
が遺品整理に参入してお  
り、現在は「全国で5千社  
は手がけているのでは」道

- 核家族では
- あなたの遺品は
- 誰が整理するの

- **現実**は
- 迷惑は掛けたくないと  
言っても
- 身内の誰かがやらな  
ければならない

## 任意後見制度

- 現在の認知症患者 **400万人**
- **誰でも認知症**になる可能性がある
- 高齢者は権利侵害を受けやすい
- 任意後見契約は、将来の**老いの不安**に備える、**安心設計**
- **認知症の発症は自分ではわからない**

# 任意後見制度の判断能力イメージ

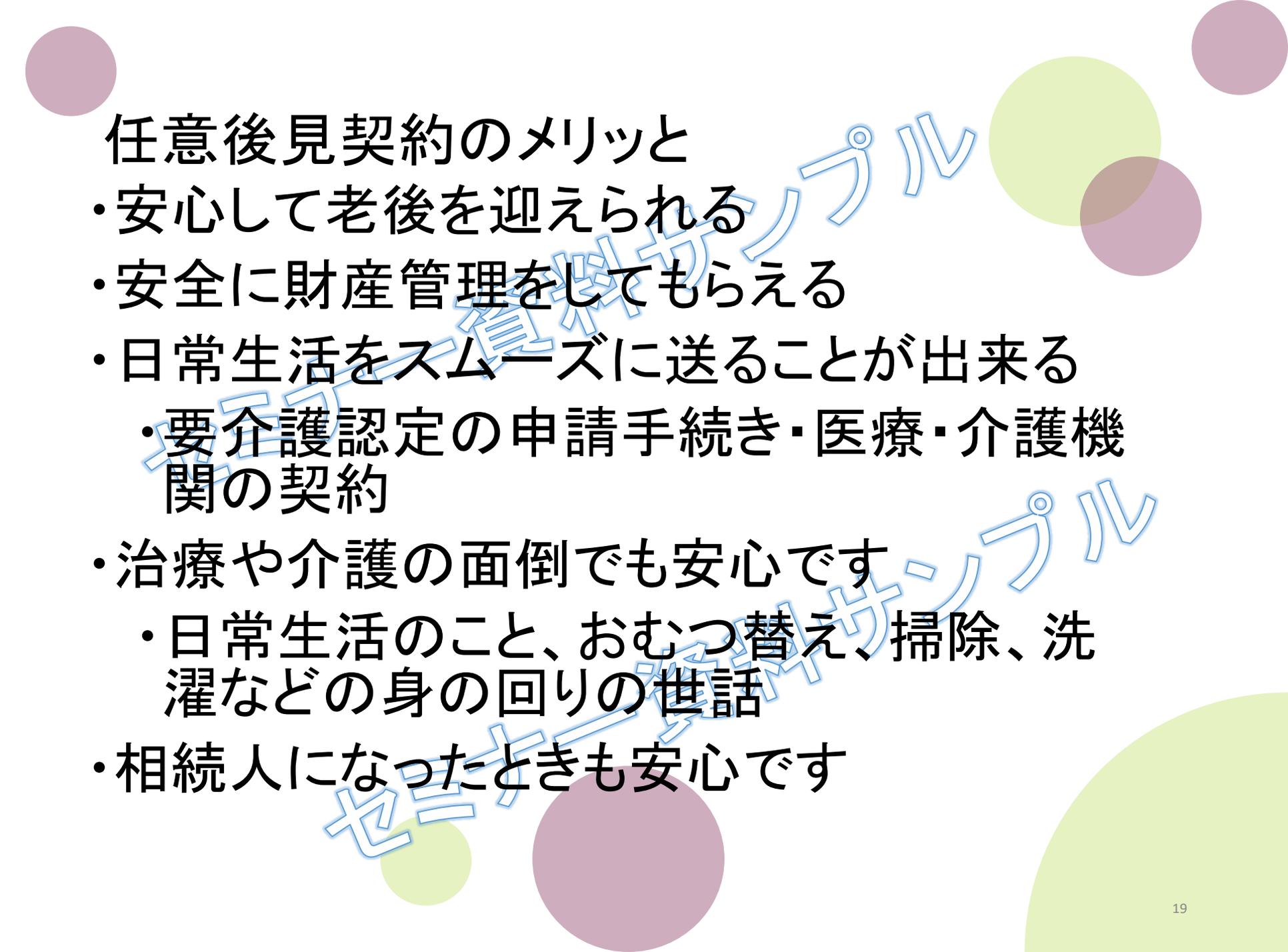
判断能力  
あり



生前の事務委任や見守り → 任意後見監督人選任により任意後見契約が発効

## 任意後見契約の内容

- 財産管理・財産の処分もできる
  - 基本的には、依頼者の財産管理に関することを代理（法律的な事をサポート）
- 養老介護などの生活面の手配
  - 要介護認定の申請手続き・医療・介護機関の契約（契約的な事をサポート）
- **依頼出来ないこと**
  - 日常生活のこと、おむつ替え、掃除、洗濯などの身の回りの世話

- 
- 任意後見契約のメリット
- ・安心して老後を迎えられる
  - ・安全に財産管理をしてもらえる
  - ・日常生活をスムーズに送ることが出来る
    - ・要介護認定の申請手続き・医療・介護機関の契約
  - ・治療や介護の面倒でも安心です
    - ・日常生活のこと、おむつ替え、掃除、洗濯などの身の回りの世話
  - ・相続人になったときも安心です

## 任意後見契約のポイント

- 後見契約は公正証書で作成
- 判断能力が衰える前に契約
- 誰に任意後見人になってもらうか検討
- よく話し合ってから契約しましょう
- 契約内容は自由に決められます
- 契約解除は時期により違いがあります

生前事務委任契約

死後事務委任契約(生前に契約)

日常生活自立支援事業

尊厳死宣言と 公正証書

# エンディングノート (遺言とは違う)

- いざというときに
  - 家族に伝えたい
  - メッセージを残すもの
  - 判断力・意思疎通能力の喪失
  - 病気になったときに
  - 希望する内容を書く
- 病気になったときの延命措置を望む望まない
  - 自身に介護が必要になった際に希望すること
  - 財産・貴重品に関する情報
  - 葬儀に対する希望
  - 相続に対する考え方
  - プロフィール・自分史
  - 家系図